

国家公務員退職手当法施行令の一部を改正する政令 新旧対照条文

目次

○ 国家公務員退職手当法施行令（昭和二十八年政令第二百十五号）（抄）	1
○ 災害対策基本法施行令（昭和三十七年政令第二百八十八号）（抄）（附則第三条関係）	11

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 一般の退職手当（第一条の三―第九条の八）</p> <p>第三章 特別の退職手当（第九条の九―第十五条）</p> <p>第四章（略）</p> <p>附則</p> <p>（傷病の程度）</p> <p>第二条 法第三条第二項、第四条第二項又は第五条第一項第四号若しくは第二項に規定する傷病は、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）第八十一条第二項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある傷病とする。</p> <p>（法第四条第一項第二号に掲げるその者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職した者）</p> <p>第三条 法第四条第一項第二号に掲げるその者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職した者で政令で定めるものは、次に掲げる者とする。</p> <p>（削る）</p>	<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 一般の退職手当（第一条の三―第九条の四）</p> <p>第三章 特別の退職手当（第九条の五―第十五条）</p> <p>第四章（略）</p> <p>附則</p> <p>（傷病の程度）</p> <p>第二条 法第三条第二項、第四条第二項又は第五条第一項若しくは第二項に規定する傷病は、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）第八十一条第二項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある傷病とする。</p> <p>（法第四条第一項に規定するその者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職した者）</p> <p>第三条 法第四条第一項に規定するその者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職した者で政令で定めるものは、次に掲げる者とする。</p> <p>一 十一年以上二十五年未満の期間勤続し、その者の非違によることな</p>

(削る)

- 一 裁判官で日本国憲法第八十条に定める任期を終えて退職し、又は任期の終了に伴う裁判官の配置等の事務の都合により任期の終了前一年内に退職したもの
- 二 法律の規定に基づく任期を終えて退職した者
- 三 定年の定めのない職を職員等の配置等の事務の都合により退職した者
- 四 次に掲げる職を職員等の配置等の事務の都合により定年に達する日前に退職した者
 - イ 各議院事務局の事務総長又は各議院法制局の法制局長がその任命を行うに際し各議院の議長の同意(国会法(昭和二十二年法律第七十九号)第二十七条第二項及び第三百三十一条第五項の規定によるものを除く。)を得た職
 - ロ 国立国会図書館の館長がその任命を行うに際し両議院の議長の承認を得た職
 - ハ 裁判官訴追委員会の委員長又は裁判官弾劾裁判所の裁判長がその任命を行うに際し両議院の議長の同意及び両議院の議院運営委員会の承認を得た職(裁判官訴追委員会事務局にあつては事務局長及び事務局次長の職に限り、裁判官弾劾裁判所事務局にあつては事務局長の職に限る。)

く勸奨を受けて退職した者

- 二 二十五年未満の期間勤続し、定員の減少若しくは組織の改廃(次条第一項に規定する定員の減少及び組織の改廃を除く。)又は勤務していた官署若しくは事務所の移転により退職した者
 - 三 裁判官で二十五年未満の期間勤続し、日本国憲法第八十条に定める任期を終えて退職し、又は任期の終了に伴う裁判官の配置等の事務の都合により任期の終了前一年内に退職したもの
 - 四 十一年以上二十五年未満の期間勤続し、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者
- (新設)
- (新設)

二 参議院事務局の事務総長がその任命を行うに際し参議院の調査会長の同意を得た職

ホ 参議院事務局の事務総長がその任命を行うに際し参議院の憲法審査会の会長の同意を得た職

ヘ 任命権者又はその委任を受けた者がその任命を行うに際し内閣の承認を得た職

ト 内閣がその任免を行う検察庁法（昭和二十二年法律第六十一号）

第十五条第一項に規定する職

チ 会計検査院長が会計検査院法（昭和二十二年法律第七十三号）第

十四条第一項の規定により検査官の合議で決するところによりその任免及び進退を行う職（事務総局に置かれる事務総長、事務総局次長及び局長並びに事務総局に置かれる官房に置かれる総括審議官の職に限る。）

五 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成十八年法律第五十一号）第三十一条第一項に規定する実施期間の初日以後一年を経過する日までの期間内に、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き同項に規定する対象公共サービス従事者となるために退職した者

一 （法第五条第一項第五号に掲げる二十五年以上勤続し、その者の事情によらないで引き続き勤続することを困難とする理由により退職した者

第四条 法第五条第一項第五号に掲げる二十五年以上勤続し、その者の事

（新設）

（定員の減少又は組織の改廃のため過員又は廃職を生ずることにより退職した者等）

第四条 法第五条第一項に規定する定員の減少若しくは組織の改廃のため

情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職した者で政令で定めるものは、二十五年以上勤続した者であつて、前条各号に掲げるものとする。

(退職の理由の記録)

第四条の二 法第八条の二第一項に規定する各省各庁の長等（以下「各省各庁の長等」という。）は、第三条各号（第一号中任期を終えて退職した者に係る部分及び第二号を除く。）に掲げる者の退職の理由について、総務省令で定めるところにより、記録を作成しなければならない。

過員若しくは廃職を生ずることにより退職した者で政令で定めるものは、法律による定員の減少若しくは組織の改廃（特定独立行政法人にあつては、これらに準ずるもの）又は国の一般会計若しくは特別会計の歳出予算の基礎とされる定員の減少により過員又は廃職を生ずることにより退職した者として各省各庁の長等が総務大臣の承認を得たものとする。

2 法第五条第一項に規定するその者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職した者で政令で定めるものは、次に掲げる者とする。

一 二十五年以上勤続し、その者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者

二 二十五年以上勤続し、定員の減少若しくは組織の改廃（前項に規定する定員の減少及び組織の改廃を除く。）又は勤務していた官署若しくは事務所の移転により退職した者

三 裁判官で二十五年以上勤続し、日本国憲法第八十条に定める任期を終えて退職し、又は任期の終了に伴う裁判官の配置等の事務の都合により任期の終了前一年内に退職した者

四 二十五年以上勤続し、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者

(勸奨の要件)

第四条の二 第三条第一号又は前条第二項第一号に規定する者に係る勸奨は、その事実について、総務省令で定めるところにより、記録が作成されたものでなければならない。法第三条第一項に規定する者のうち、その者の非違によることなく勸奨を受けて退職する者であることにより同

(公務又は通勤によることの認定の基準)

第五条 各省各庁の長等は、退職の理由となつた傷病又は死亡が公務上のもの又は通勤によるものであるかどうかを認定するに当たつては、国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第九十一号)その他の法律の規定により職員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償を実施する場合における認定の基準に準拠しなければならない。

(定年前早期退職者の範囲等)

第五条の三 第五条の三に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 第三条第一号及び第二号に掲げる者

二 (同下)

2 (同下)

3 第五条の三に規定する政令で定める年齢は、退職の日において定められているその者に係る定年から十五年を減じた年齢とする。

4 第五条の三の規定により読み替えて適用する法第四条第一項及び第五條第一項に規定する政令で定める割合は、次の各号に掲げる職員の区

別第二項の規定に該当しないものに係る当該勸奨についても、同様とする。

(公務又は通勤によることの認定の基準)

第五条 各省各庁の長等又はその委任を受けた者は、退職の理由となつた傷病又は死亡が公務上のもの又は通勤によるものであるかどうかを認定するに当たつては、国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第九十一号)その他の法律の規定により職員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償を実施する場合における認定の基準に準拠しなければならない。

(定年前早期退職者の範囲等)

第五条の三 第五条の三に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 第四条第二項第二号から第四号までに掲げる者

二 特定減額前俸給月額が一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号。以下「一般職給与法」という。)の指定職俸給表六号俸の額に相当する額以上である者

2 第五条の三に規定する政令で定める一定の期間は、六月とする。

3 第五条の三に規定する政令で定める年齢は、退職の日において定められているその者に係る定年から十年を減じた年齢とする。

4 第五条の三の規定により読み替えて適用する法第五条第一項に規定する政令で定める割合は、百分の二(退職日俸給月額が一般職給与法の

分に応じて当該各号に定める割合とする。

一 退職日俸給月額が一般職給与法の指定職俸給表四号俸の額に相当する額以上である職員 百分の一

二 退職日俸給月額が一般職給与法の指定職俸給表一号俸の額に相当する額以上同表四号俸の額に相当する額未満である職員 百分の二

三 前二号に掲げる職員以外の職員 百分の三（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が一年である職員にあつては、百分の二）

5 法第五条の三の規定により読み替えて適用する法第五条の二第一項各号に規定する政令で定める割合は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める割合とする。

一 特定減額前俸給月額が一般職給与法の指定職俸給表四号俸の額に相当する額以上である職員 百分の一

二 特定減額前俸給月額が一般職給与法の指定職俸給表一号俸の額に相当する額以上同表四号俸の額に相当する額未満である職員 百分の二

三 前二号に掲げる職員以外の職員 百分の三（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が一年である職員にあつては、百分の二）

（定年前早期退職者に対する退職手当の基本額の最高限度額を計算する場合に退職日俸給月額に乘じる割合等）

指定職俸給表四号俸の額に相当する額以上である場合には、百分の一とする。

（新設）

（新設）

（新設）

5 法第五条の三の規定により読み替えて適用する法第五条の二第一項各号に規定する政令で定める割合は、百分の二（特定減額前俸給月額が一般職給与法の指定職俸給表四号俸の額に相当する額以上である場合には、百分の一）とする。

（新設）

（新設）

（新設）

（定年前早期退職者に対する退職手当の基本額の最高限度額を計算する場合に退職日俸給月額に乘じる割合等）

第五条の四 法第六条の三の規定により読み替えて適用する法第六条に規定する政令で定める割合は、前条第四項各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

2 法第六条の三の規定により読み替えて適用する法第六条の二各号に規定する政令で定める割合は、前条第五項各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

(現実に職務をとることを要しない期間)

第六条の六 法第六条の四第一項に規定する現実に職務をとることを要しない期間には、裁判官弾劾法(昭和二十二年法律第三百三十七号)第三十九条の規定による職務の停止の期間及び検察庁法第二十四条の規定により欠位を待つ期間を含むものとする。

(法第八条第一項に規定する政令で定める法人)

第九条の四 (略)

(募集実施要項の記載事項)

第九条の五 法第八条の二第二項に規定する政令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一 法第八条の二第一項の規定による募集(以下この条及び第九条の七において「募集」という。)の対象となるべき職員の範囲

二 法第八条の二第二項に規定する募集実施要項(以下この条及び第九条の七第三項において「募集実施要項」という。)の内容を周知させ

第五条の四 法第六条の三の規定により読み替えて適用する法第六条に規定する政令で定める割合は、前条第四項に規定する割合とする。

2 法第六条の三の規定により読み替えて適用する法第六条の二各号に規定する政令で定める割合は、前条第五項に規定する割合とする。

(現実に職務をとることを要しない期間)

第六条の六 法第六条の四第一項に規定する現実に職務をとることを要しない期間には、裁判官弾劾法(昭和二十二年法律第三百三十七号)第三十九条の規定による職務の停止の期間及び検察庁法(昭和二十二年法律第六十一号)第二十四条の規定により欠位を待つ期間を含むものとする。

(法第八条第一項に規定する政令で定める法人)

第九条の四 (略)

(新設)

るための説明会を開催する予定があるときは、その旨

三 法第八条の二第三項の規定による応募（以下この条及び第九条の七第三項において「応募」という。）又は応募の取下げに係る手続

四 法第八条の二第六項の規定による通知の予定時期

五 第九条の七第三項に規定する時点で募集の期間が満了するものとす
るときは、その旨及び同項に規定する応募上限数

六 募集に関する問合せを受けるための連絡先

七 その他総務省令で定める事項

2 各省各庁の長等は、募集実施要項に前項第一号に掲げる職員の範囲を記載するときは、当該職員の範囲に含まれる職員の数が募集をする人数に一を加えた人数以上となるようにしなければならない。ただし、法第八条の二第一項第二号に掲げる募集を行う場合は、この限りでない。

3 各省各庁の長等は、募集実施要項に募集の期間を記載するときは、その開始及び終了の年月日時を明らかにしてしなければならない。

（法第八条の二第三項第四号に規定する懲戒処分から除かれる処分）

第九条の六 法第八条の二第三項第四号に規定する政令で定めるものは、故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠つた場合における懲戒処分とする。

（募集の期間の延長等に係る手続）

第九条の七 各省各庁の長等は、募集の目的を達成するため必要があると認めるときは、募集の期間を延長することができる。

（新設）

（新設）

2 各省各庁の長等は、前項の規定により募集の期間を延長した場合には、直ちにその旨及び延長後の募集の期間の終了の年月日時を当該募集の対象となるべき職員に周知しなければならない。

3 各省各庁の長等が募集実施要項に募集の期間の終了の年月日時が到来するまでに応募をした職員の数が募集をする人数以上の一定数（以下この項において「応募上限数」という。）に達した時点で募集の期間は満了するものとする旨及び応募上限数を記載している場合には、応募をした職員の数に応募上限数に達した時点で募集の期間は満了するものとする。

4 各省各庁の長等は、前項の規定により募集の期間が満了した場合には、直ちにその旨を当該募集の対象となるべき職員に周知しなければならない。

（退職すべき期日の変更に係る手続）

第九条の八 各省各庁の長等は、法第八条の二第五項に規定する認定（以下この項において「認定」という。）を行つた後に生じた事情に鑑み、認定を受けた職員（以下この条において「認定応募者」という。）が同条第八項第三号に規定する退職すべき期日（以下この条において「退職すべき期日」という。）に退職することにより公務の能率的運営の確保に著しい支障を及ぼすこととなると認める場合において、当該認定応募者にその旨及びその理由を明示し、総務省令で定めるところにより、退職すべき期日の繰上げ又は繰下げについて当該認定応募者の書面による同意を得たときは、公務の能率的運営を確保するために必要な限度で、

（新設）

退職すべき期日を繰り上げ、又は繰り下げることができる。

2 各省各庁の長等は、前項の規定により退職すべき期日を繰り上げ、又は繰り下げた場合には、直ちに、総務省令で定めるところにより、新たに定めた退職すべき期日を当該認定応募者に書面により通知しなければならない。

(法第十条第一項に規定する政令で定める職員に準ずる者)

第九条の九 (略)

(法第十条第一項に規定する政令で定める職員に準ずる者)

第九条の五 (略)

改正案	現行
<p>（派遣職員の給与等） 第十八条（略） 2・3（略） 4 派遣職員に対する次に掲げる規定（指定公共機関からの派遣職員にあつては、第一号、第三号及び第五号に掲げる規定）の適用については、派遣を受けた都道府県又は市町村の公務を国又は指定公共機関の公務とみなす。 一・二（略） 三 国家公務員退職手当法<u>第五条第一項第四号</u> 四・五（略） 5～8（略）</p>	<p>（派遣職員の給与等） 第十八条（略） 2・3（略） 4 派遣職員に対する次に掲げる規定（指定公共機関からの派遣職員にあつては、第一号、第三号及び第五号に掲げる規定）の適用については、派遣を受けた都道府県又は市町村の公務を国又は指定公共機関の公務とみなす。 一・二（略） 三 国家公務員退職手当法<u>第五条第一項</u> 四・五（略） 5～8（略）</p>